

法務省説明資料

令和6年度 地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会（全国会議）

再犯防止の近年の動向について

令和6年7月4日（木）

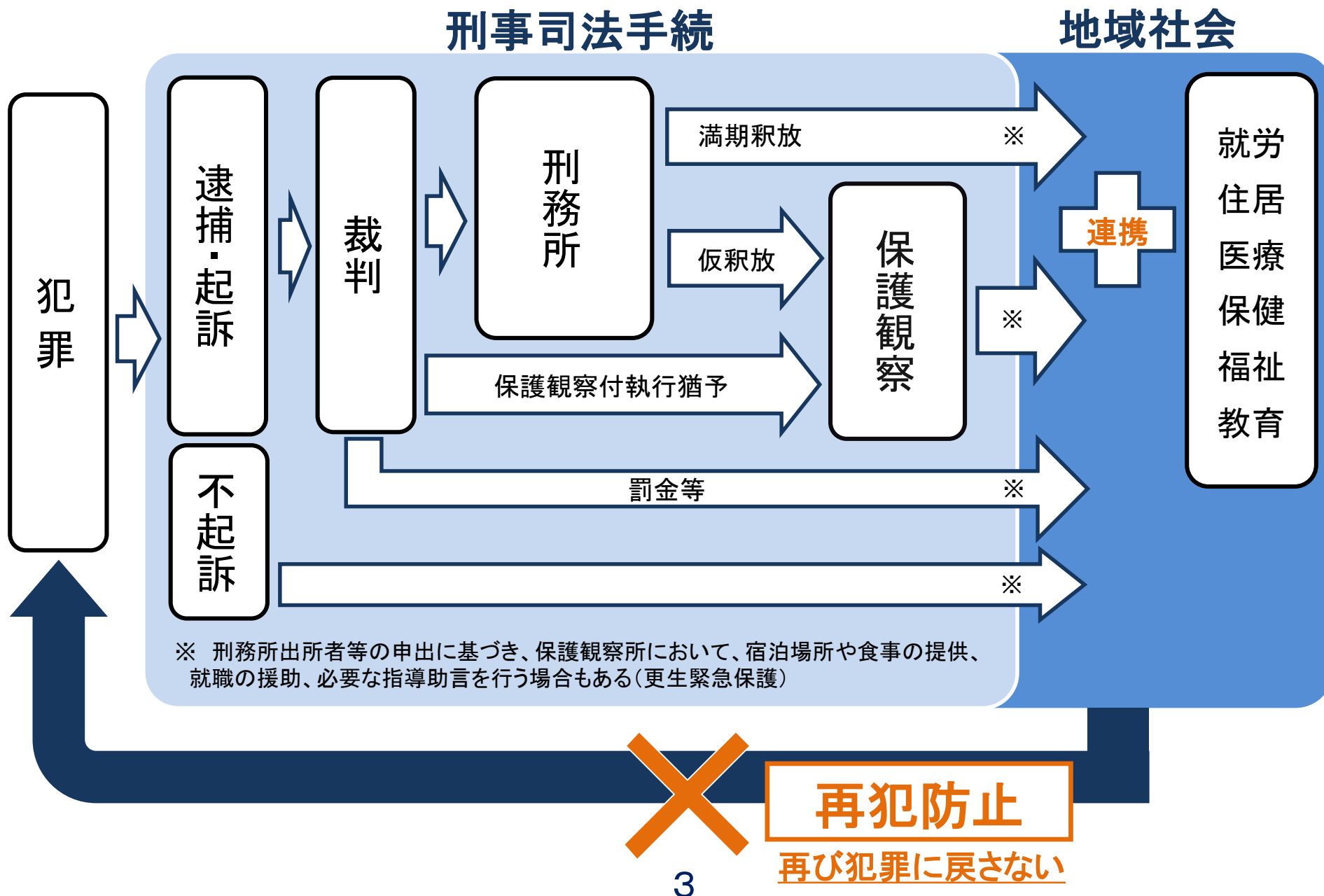
目次

- 01 「再犯防止」を取り巻く状況について
- 02 第二次再犯防止推進計画の概要について
- 03 地域再犯防止推進事業について
- 04 地方公共団体における再犯防止の取組の推進について
- 05 法務省(秘書課・刑事局・矯正局・保護局)からのお知らせ

01

「再犯防止」を取り巻く状況について

1. 刑事司法手続の流れ(成人の場合)



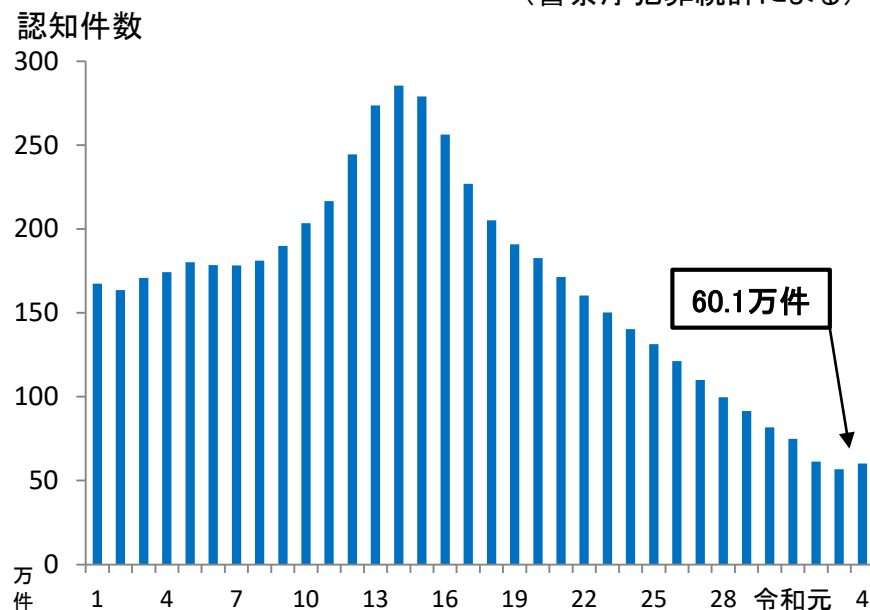
2 再犯防止の必要性

刑法犯認知件数

令和4年の刑法犯認知件数は

60万1千件

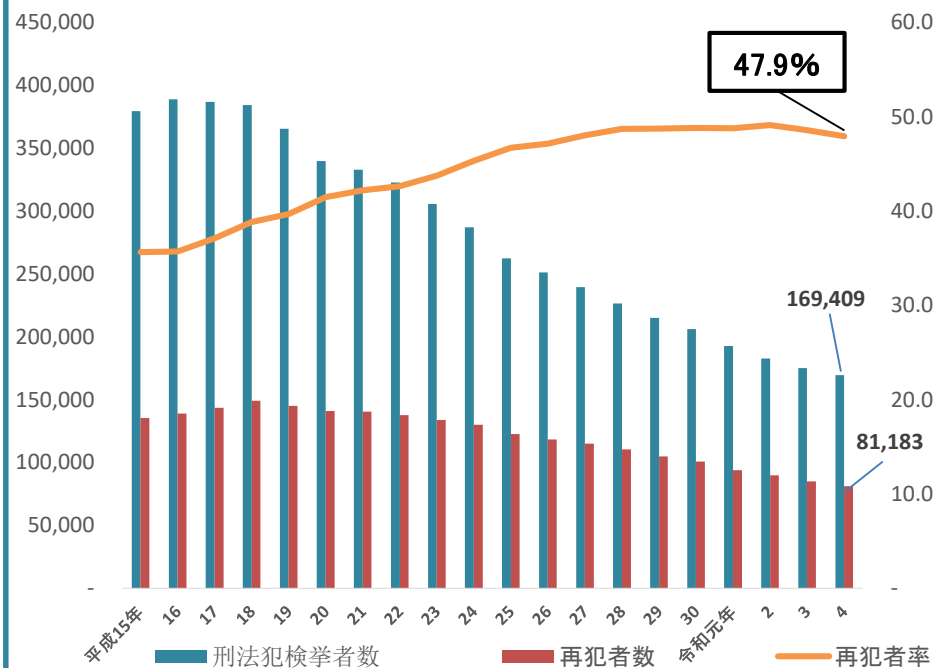
で減少傾向にある
(警察庁犯罪統計による)



刑法犯検挙人員に占める再犯者率

刑法犯検挙人員の
約半数が再犯者

(警察庁犯罪統計による)

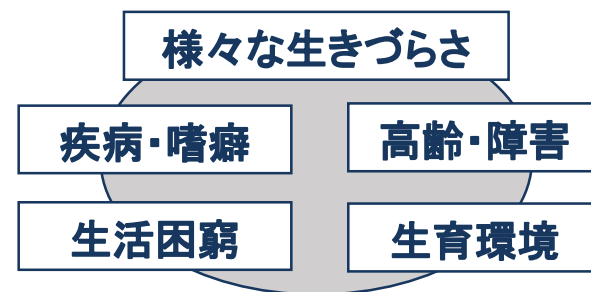


3 再犯防止の取組について

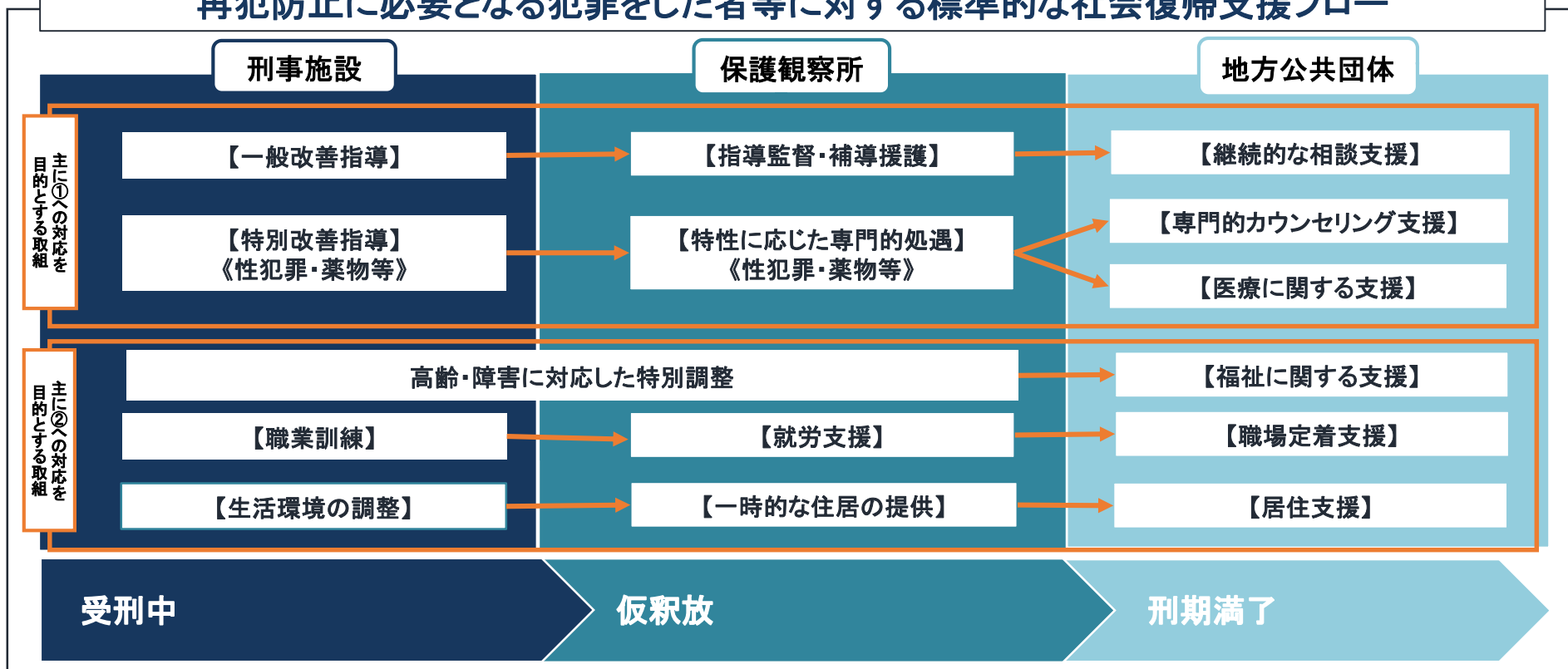
再犯防止の取組は、次の2点に対応することを目的としています

① 犯罪につながる問題性の除去(内的要因への対応)

② 生活環境の改善(外的要因への対応)



再犯防止に必要となる犯罪をした者等に対する標準的な社会復帰支援フロー



02

第二次再犯防止推進計画の 概要について

1 法制定から第二次再犯防止推進計画策定までの流れ

平成28年12月施行
再犯防止推進法

平成29年12月閣議決定
(第一次)再犯防止推進計画

令和5年3月閣議決定
第二次再犯防止推進計画

再犯防止を進めるための法律が制定

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、5年間で政府が取り組む施策を盛り込んだ計画が策定

- 再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的として策定
- 計画期間は令和5年度から令和9年度末まで

2 第二次再犯防止推進計画

5つの基本方針

- 1 国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、再犯防止施策を総合的に推進
- 2 刑事法手続段階における切れ目のない指導及び支援の実施
- 3 犯罪被害者等の存在を十分に認識して再犯防止施策を実施
- 4 効果検証・調査研究の成果や社会情勢等に応じた効果的な再犯防止施策の実施
- 5 再犯防止の取組に関する広報等を通じた国民の関心と理解の醸成

7つの重点課題

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービス利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 民間協力者の活動の促進等
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等

3 地域による包摂の推進

刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備すること

<国・都道府県・市区町村の役割の明確化>

国

○刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を行う。

○再犯防止に関する専門的知識を活用し、犯罪をした者等、地域住民、地方公共団体、関係機関等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等を行う。

都道府県

（広域自治体として）

○市区町村に対する必要な支援や域内のネットワーク構築に努める。

○市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労・住居の確保支援や専門的支援の実施に努める。

市区町村

（地域住民に最も身近な基礎自治体として）

○福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、特にサービスへのアクセスが困難である者等に対して、適切にサービスを提供するよう努める。

03

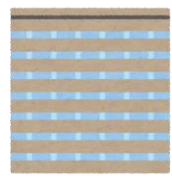
地域再犯防止推進事業について

1 地域再犯防止推進事業の概要

背景

- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的役割を明示
- 都道府県において、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業イメージ



法務省



都道府県

財政支援
(補助金)

補助率1／2
(最大150万円)

※ 都道府県負担分について地方交付税措置

(費目例)

人件費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、
需用費(印刷製本費、消耗品費等)、
役務費(通信運搬費等)、委託料 等

事業内容

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施

○ (基礎自治体に対する) 施策の企画立案支援等



- ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
- ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など

○ (基礎自治体に対する) 理解促進・人材育成



- ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など

○ (都道府県が行う) 直接支援



就労・住居支援 / 専門的支援 / 相談支援 のいずれか1つを実施

2 地域再犯防止推進事業における直接支援の実施例

【就労支援】(例：職場定着支援)

概要	保護観察又は更生緊急保護の期間が終了した者等に対する職場定着支援を実施 【実施団体：広島県、愛媛県】
----	---

【専門的支援】(例：薬物事犯者等に対する支援)

概要	薬物事犯者を含む薬物依存を抱えた人やその家族等に対し、専門的プログラムの実施等を行う。 【実施団体：和歌山県、香川県、佐賀県、宮崎県】
----	--

【専門的支援】(例：よりそい弁護士)

概要	弁護士が、犯罪をした者等に対し、刑事司法の各段階において、定期的に面会や関係機関への引継ぎ等の社会復帰に向けた各種支援を実施する。 【実施団体：愛知県、福岡県】
----	---

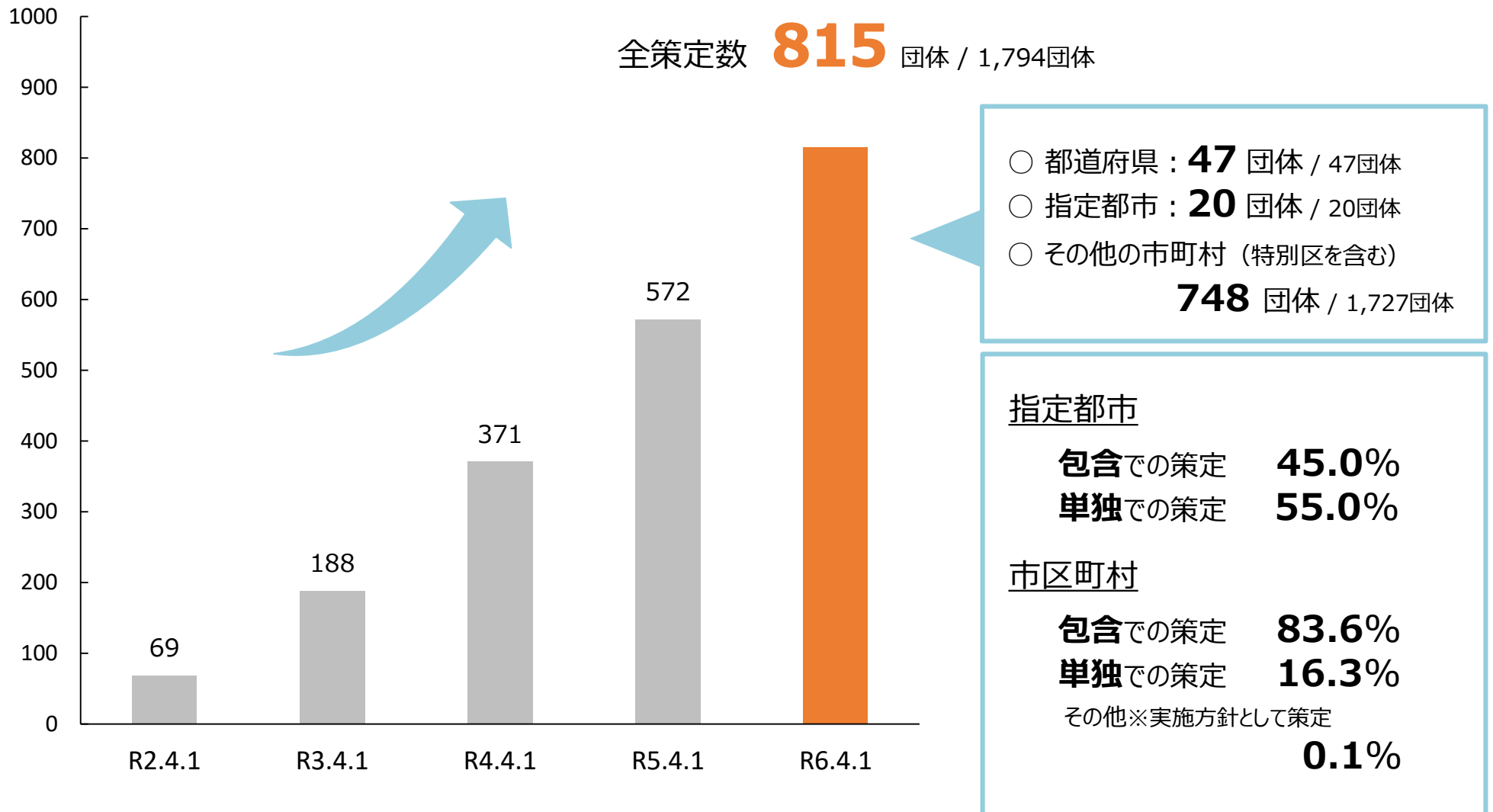
【相談支援】(例：相談窓口の設置)

概要	犯罪をした者等を対象とした相談窓口を設置するなどし、再犯防止に向けた相談対応を行う。 【実施団体：岩手県、秋田県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、大分県、鹿児島県、沖縄県】
----	---

04

地方公共団体における 再犯防止の取組の推進について

1 地方再犯防止推進計画等の策定団体数の推移



2 地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会

I

全国会議

※都道府県・指定都市
が主な対象

令和6年7月4日開催

- ・ 地方における再犯防止の取組において蓄積された成果や課題等を全国の地方公共団体へ共有し、更なる取組の促進を図る。

II

ブロック 協議会

※都道府県・市区町村
が主な対象

令和6年9月～令和7年2月開催予定

- ・ 全国6ブロックにおいて、再犯防止の取組を進める地方公共団体に対し、情報提供や意見交換等を行う。

3 性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン

～再犯防止プログラムの活用～

令和5年3月
法務省大臣官房秘書課

【ガイドライン策定の趣旨】

性犯罪をした者に対しては、矯正施設・保護観察所において、認知行動療法等に基づく専門的な処遇プログラムを実施しているが、それらの者の再犯防止のためには、刑事司法手続終了後も地域社会において、支援を継続することが重要。

⇒ 令和4年度、法務省の調査研究事業として、地方公共団体等が地域社会で活用可能な性犯罪をした者に対する再犯防止のガイドラインを策定。

ガイドラインの概要

構成

① 用語の解説

② 性犯罪に関する基本知識

- ・ 性犯罪の発生状況、性犯罪をした者の刑事施設再入率
- ・ 法務省、地方公共団体、関係機関等による取組状況

③ 性犯罪をした者の円滑な社会復帰のために必要な支援

- ・ 支援ニーズの把握
- ・ 具体的な支援方法、支援に当たっての留意点

④ 関係機関との連携の在り方

- ・ 関係機関の役割及び連携方策

付属資料

- ・ インタークシート（対象者のニーズを把握するための質問項目）
- ・ STEPs-R（認知行動療法に基づくプログラム（全5回））
- ・ セルフチェックシート（生活状況を振り返り、問題を視覚的に把握）

ガイドラインを活用した支援の流れ（例）

矯正施設・保護観察所

- 専門的な処遇プログラムの実施
- 保護観察を終了する直前の者等に対して、地方公共団体の窓口を紹介



地方公共団体（主に都道府県を想定）

- インタークシートを活用し、対象者の支援ニーズを把握
- （必要に応じて、）
 - ・ STEPs-Rを活用したプログラムの実施
 - ・ セルフチェックシートを活用したフォローアップ
- （対象者の支援ニーズに応じて、）
 - ・ 医療機関等へのつなぎ
 - ・ その他の支援（就労支援、福祉的支援等）

4-① 再犯防止分野におけるSIB事業について（PFSとSIBとは？）

▶ **PFS** (**P**ay **F**or **S**uccess 成果連動型民間委託契約方式)

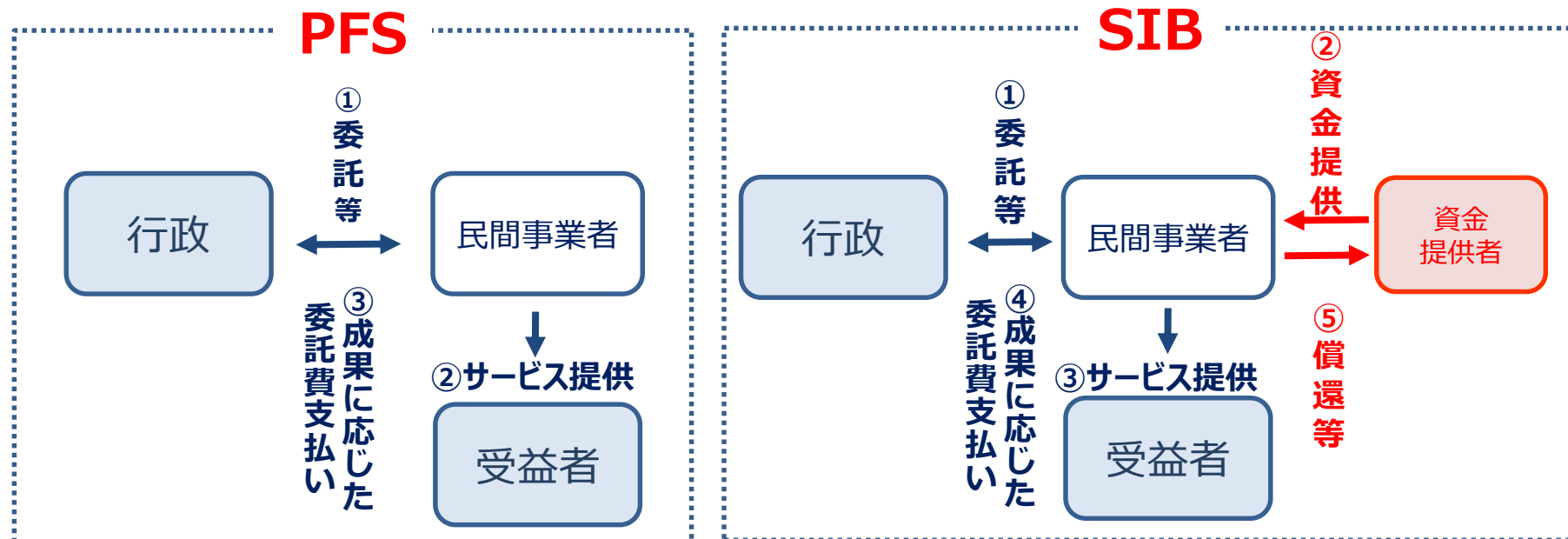
行政が、民間事業者に事業を委託し、事業内容について**民間事業者**に**一定の裁量**を認めるとともに、**成果に応じて支払額が変動**する委託契約の方式。

▶ **SIB** (**S**ocial **I**mpact **B**ond ソーシャル・インパクト・ボンド)

PFSの一類型で、事業を受託した民間事業者が、**金融機関等の資金提供者から資金調達**を行い、償還等も成果に連動して行うもの。

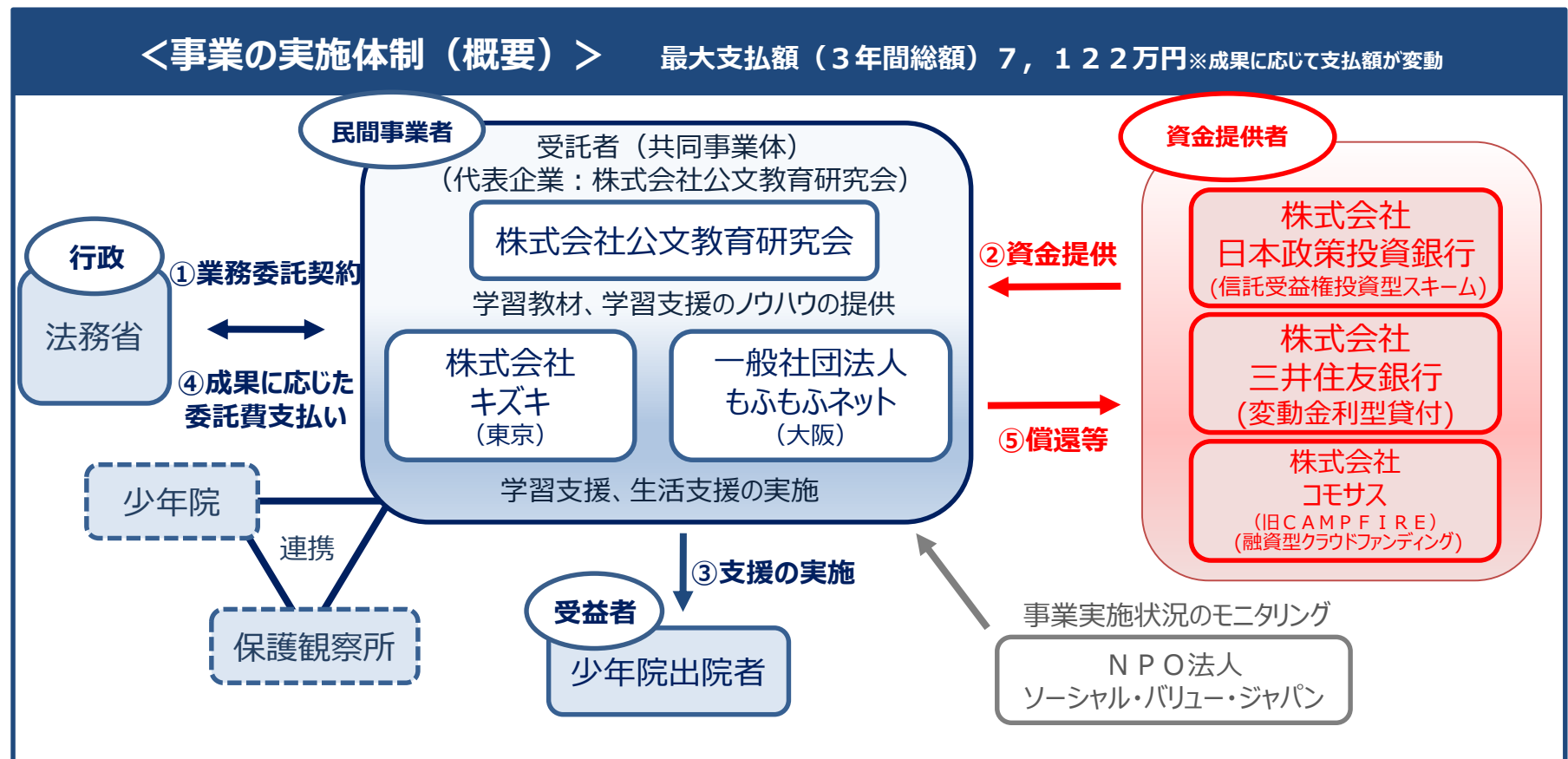
メリット①民間事業者の成果連動リスクが軽減されるため、**成果連動リスクの大きな事業**を実施可能

メリット②民間事業者にとって初期費用等の確保が容易となり、**財務基盤が弱い中小企業やNPO法人等**も参画できる



4-② 再犯防止分野におけるSIB事業について（法務省における事例）

- ▶ **非行少年への学習支援事業**（事業期間：令和3年度から令和5年度まで）
少年院在院中から学習支援計画の策定等を開始し、**出院後最長1年間の継続的な学習支援**を実施
国が主体となって**SIB**を活用する初めての事業、再犯防止分野においては、地方公共団体も含めて初の取組



▶ 再犯防止分野におけるPFS／SIBの手引き

地方公共団体において、
再犯防止分野におけるPFS／SIB事業の
導入・実施を検討する際にご活用いただけるよう、

法務省が行ってきた2つのPFS事業を素材として、
PFS事業の導入・実施のプロセスを解説する手引き
を作成

法務省HPにおいて公表

https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00094.html

再犯防止分野における
PFS／SIBの手引き
～法務省におけるPFS／SIB事業の実施プロセス等解説～

令和5年6月
法務省
大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

参考 令和6年度の内閣府の取組

- PFSに関する普及啓発

- ポータルサイト（<https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html>）
- 地方公共団体向けのセミナー、研修会
- 職員研修等への講師派遣

- 導入可能性検討、案件形成段階での支援

- 個別相談の実施
- 専門家派遣事業（無料）
- PFS事業の案件形成支援
- 官民ニーズ・シーズリストの作成、公表（常時募集中）
- 関係府省庁へのエビデンス照会

- 事業実施段階での支援

- PFS推進交付金

4－⑤ 再犯防止分野におけるSIB事業について（内閣府提供資料）

専門家派遣事業

募集中

PFS事業の案件形成の過程にある地方公共団体に対し、事業案件組成に必要な成果評価や行政実務について専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣。原則1回（半日程度）の派遣を想定。派遣費用（謝金、旅費）は全額、内閣府が負担。

相談内容の例

- ・ 検討中の事業にPFSを導入する上での疑問点、課題等に関する相談等
- ・ 事業目標の設定及び具体化に関し、科学的なエビデンスや理論、国内外の参考事例等の情報提供
- ・ 庁内推進体制の構築や検討ルールの整備方法、予算対応、議会対応、庁内合意形成、事業者との契約調整等に関する相談等
- ・ その他（成果指標、評価方法、目標値の設定、社会的便益の推定等）

専門家の例

- ・ PFS事業組成経験のある地方公共団体職員
- ・ PFS事業組成経験のあるコンサルタント事業者
- ・ 大学等の研究機関職員



○派遣後も内閣府職員が引き続き、相談に応じます。

4-⑥ 再犯防止分野におけるSIB事業について（内閣府提供資料）

成果連動型民間委託契約方式推進交付金（国庫債務負担行為（5年）1.65億円）

参考
※本年度の募集は、不実施

- PFS事業を実施する地方公共団体に対する複数年の交付金
- 成果評価について、評価の専門機関による支援（内閣府がコンサルを派遣）
- 令和5年度～交付金の補助率、上限額、補助対象経費を拡充

補助率・補助限度額等

【成果連動部分】

・補助率：2分の1・・・上限額：4,000万円（但し先導案件の場合、3分の2／上限額5,000万円）

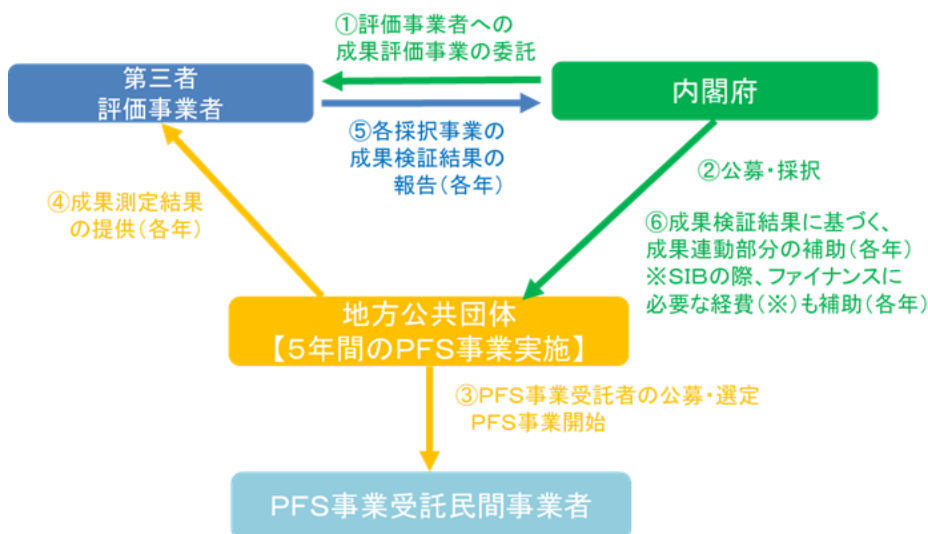
【中間支援事業者の活用費用部分（先導案件のみ）】

・補助率：10分の10・・・上限額1,000万円または総事業費の1割の低い方

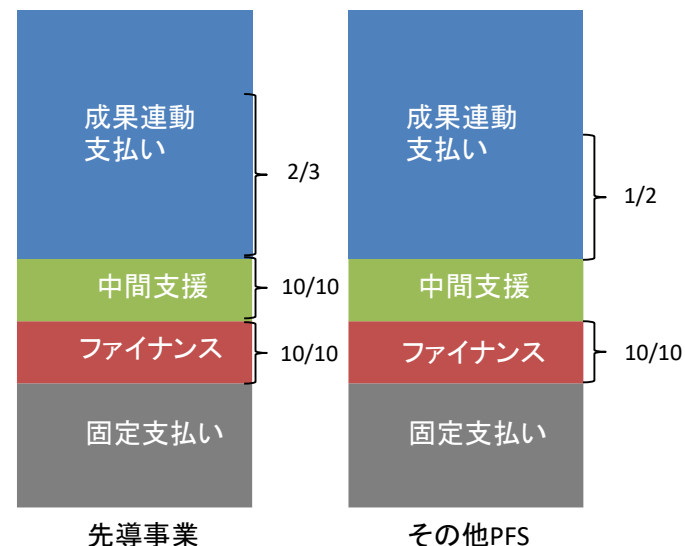
【ファイナンス部分（SIBのみ）】

・補助率：10分の10・・・上限額：500万円

【交付スキーム】



【補助対象】



※資金提供者による資金を会計分離するために、信託口座等を活用する際に必要な経費

5 令和5年安全安心なまちづくり関係功労者表彰について

概要

再犯防止推進法第22条及び再犯防止推進計画に基づく施策として、**再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった民間協力者**を表彰するため、犯罪対策閣僚会議の決定により、平成30年度から、内閣総理大臣による「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を警察庁と合同で実施しているもの

表彰の対象

犯罪に強い社会の実現のための安全安心なまちづくりに関し、**地域社会における再犯の防止等に関する活動の推進において、特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体**であって、内閣総理大臣が顕彰することが適当であると認められるもの

再犯防止活動における受賞者

再犯防止活動における受賞者の方々（括弧内は推薦団体）

- ・ 大野正博 様（岐阜県）
- ・ 関口充 様（警視庁）
- ・ 香川大学さぬき再犯防止プロジェクトPROS
（Prevent Re-Offense Sanuki） 様（高松高等検察庁）
- ・ 社会福祉法人白鳩会 様（法務省矯正局）
- ・ 社会福祉法人聖隷福祉事業団
浜松市生活自立相談支援センターつながり 様（静岡地方検察庁）
- ・ 鳥取地区BBS会 様（鳥取保護観察所）
- ・ 認定特定非営利活動法人育て上げネット 様（多摩少年院）
- ・ 福井社会復帰支援ネットワーク協議会 様（福井保護観察所）

<表彰式の様子>

令和5年10月12日（木）、首相官邸において開催された表彰式では、再犯防止活動の受賞者を代表して、大野正博様が、岸田内閣総理大臣から表彰状を受け取られました。また、全受賞者を代表して、香川大学さぬき再犯防止プロジェクトPROS（Prevent Re-Offense Sanuki）西田侑莉様が謝辞を述べられました。



〔代表者への表彰状授与〕



〔代表謝辞の様子〕

05

**法務省（秘書課・刑事局・矯正局・保護局）
からのお知らせ**

陣内智則がレポート「再犯防止の現場」 ～農園での立ち直り支援～

タレントの陣内智則さんとタケトさんが、犯罪や非行をした人を農園で雇用しながら、その立ち直りを支援されている「埼玉福興株式会社」を訪問し、そこで働く当事者や支援者の方と直接意見交換。



動画はこちらから👉



※本動画は令和6年12月8日までの公開となります。

蝶野正洋が高知東生に聞く！「薬物依存の再犯防止」

「再犯防止啓発月間」の取組として制作。

プロレスラーの蝶野正洋さんが、薬物事件を起こして有罪判決を受けた経験のある俳優の高知東生さんにインタビュー。



動画はこちらから👉



令和5年度版再犯防止推進白書

「令和5年版再犯防止推進白書」において、「社会復帰を果たした者等の犯罪や非行からの離脱プロセス～当事者の語りから学ぶ立ち直りのリアル～」を特集

令和五年版
再犯防止推進白書



法務省

法務省 少年矯正課（編集）

入口支援における関係機関等に対する情報提供について

■ 支援対象者に関する情報提供

課 題

- 入口支援においては、関係機関から、効果的な支援を行うため検察が把握する情報について共有を求められることが多い。
- 一方で、検察が把握する情報を提供するに当たっては、刑事訴訟法47条ただし書の趣旨を踏まえ、判断する必要がある。

※ 刑事訴訟法47条・・・訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があって、相当と認められる場合は、この限りではない。

対 応

- 最高検・刑事局において、より適切に情報提供がなされるよう情報提供を行うに当たっての視点等を整理し、全庁に周知した。

協議の実施 の促進

- 効果的な支援を行うには、積極的に協議を実施し、相互理解を深め、連携を強化することが重要。
何かあれば、お気軽に検察庁の社会復帰担当に御連絡ください。

矯正施設所在自治体会議について（令和元年6月12日設立）

概要 ※会員自治体は101団体（令和6年4月現在）

矯正施設が所在する市町村の首長間でネットワークを形成し、矯正施設が所在する自治体が率先して、地域ぐるみの再犯防止施策の推進、矯正施設の人的・物的資源を活用した地域創生策等のために、情報交換、調査研究、国及び都道府県への政策提言、地域住民への啓発活動等を行うもの。

令和6年度総会の様子



役員（R5.6.7～）

会 長	東京都府中市長	高 野 律 雄
副会長（地域部会議長）		
北海道	北海道網走市長	水 谷 洋 一
東 北	山形県山形市長	佐 藤 孝 弘
関東甲信越	東京都昭島市長	臼 井 伸 介
中 部	石川県金沢市長	村 山 卓
近 畿	和歌山県和歌山市長	尾 花 正 啓
中国・四国	島根県浜田市長	久保田 章市
九 州	大分県豊後大野市長	川 野 文 敏
監 事	栃木県さくら市長	花 塚 隆 志
	大阪府交野市長	山 本 景
事務局	山口県美祢市	

矯正施設と自治体等が連携した取組事例

月形町×ANA×月形高校×月形刑務所

アップサイクルバッグ！を開発・製作しました

月形刑務所では、「刑務作業を通じて地域に貢献する」をコンセプトに、月形町、ANA、月形高校との共同でアップサイクルバッグを開発、製作しました。

このほかにも、月形町振興公社でのトマトジュース製造、社会福祉法人雪の聖母園での薪製造、囚人墓地の清掃、高齢者宅の除雪等を受刑者が行っており、これからも地域と連携した取組を続けていきます。



▲共同で開発したアップサイクルバッグ



受刑者による地域の除雪作業▶

秋田大学 × 秋田刑務所

共同研究及び連携に関する協定書を締結しています

秋田刑務所では、秋田大学教育文化学部及び秋田大学大学院教育学研究科と秋田刑務所との共同研究及び連携に関する協定書を締結し、連携事業を実施しています。

受刑者に対する薬物依存離脱指導等を大学教授と共同で行っているほか、大学の講義を秋田刑務所医務課長等が担当したり、「心理実践フォーラム」を開催して、刑務所、大学、県の担当者が再犯防止に関する講演等を実施したりしています。



▲心理実践フォーラム
(北島教授講話)



▲秋田大学教育文化学部における
教育専門官による授業風景

府中市役所 × 府中刑務所

ラグビーチームとのコラボ商品を製作しています

府中刑務所では、「ラグビーのまち府中」の地域活性化、観光振興のため、ラグビー・リーグワンの地元2チームのエンブレムをあしらったトートバッグを刑務作業製品として製作しています。

バッグは、両面に両チームのエンブレムがプリントされているものと、「ラグビーのまち府中」のロゴが付いたものの2種類があり、府中市内の観光情報センターと郷土の森観光物産館で販売しています。



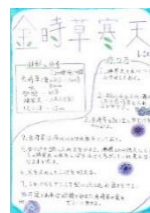
▲製作したトートバッグ

社会福祉協議会 × 湖南学院

地域の高齢者にお届けする弁当の食材等を提供しました

湖南学院では、在院者が地元の社会福祉協議会の職員と話し合い、地域の婦人会がボランティアで高齢者に届けている手作り弁当に、少年院で育てた加賀野菜「金時草」を使ってもらう取組をしています。

野菜の納品だけでなく、在院者が「金時草」を使った調理レシピを考えたり、メッセージカードを作成したりして、婦人会の方に調理してもらったり、届けてもらったりしています。



▲在院者が作成した、少年院で収穫した野菜を使ったレシピ



▲在院者が作成した
メッセージカード付の弁当

交野市 × 交野女子学院

在院者が短冊やクリスマスカード等の 設計図を作成

交野女子学院は、交野市と同市社会福祉協議会が企画する「かたの七夕プロジェクト」、「クリスマスプロジェクト」に参加しています。

在院者が設計図を作成した七夕の短冊やクリスマスカードを、高齢者通所事業所の利用者やボランティアセンターの方たちが形にし、スーパーマーケット等に交野市民が書いた短冊を展示したり、保育園等にクリスマスカードキットをプレゼントしたりしています。在院者や高齢者通所事業所の利用者等に、「誰かのために」制作することで地域とのつながりや、生きがいを感じてもらうという、属性や世代を問わず、「役に立てる」、「活躍できる」場を提供するプロジェクトです。



◀在院者が設計図を作成した短冊を作成する高齢者通所事業所の皆さん



◀展示された七夕飾り

保育所 × 高松刑務所

保育所の椅子や机の修繕

高松刑務所では、受刑者のボランティア精神のかん養や、更なる改善更生の意欲の喚起につながる効果を期待して、木工工場で、保育所の椅子の修理を行うなど、社会貢献作業の実施に積極的に取り組んでいます。



▲刑務所で修繕した椅子

社会福祉法人 × 広島少年院・貴船原少女苑

社会福祉法人とボランティア活動

広島少年院と貴船原少女苑の在院者と職員で構成されるボランティア団体「ひろきふサポーター〜なんでも鯉〜」は、令和3年から東広島市のボランティア団体として登録され、東広島市社会福祉協議会からの依頼を受けて、地域や近隣小学校の環境美化活動やプールボランティア等に在院者と職員で参加しています。ボランティア活動を通して、在院者は誰かの役に立つことの充実感や達成感を感じ、社会貢献の意義を学ぶとともに、少年院との連携が、地域社会においても活力となっています。



▲ボランティア団体登録認定式



下駄箱の塗装や災害復興支援等ボランティア活動の様子 ▶



諫早市 × 長崎刑務所

受刑者作成のメッセージカード台紙が 市役所における「平和へのメッセ ジ」展に使用

長崎刑務所の受刑者が社会貢献作業で作成したメッセージカード台紙（鳩型、ひまわり型）が、諫早市役所における「平和へのメッセージ」展に使用されました。

諫早市では「平和都市諫早宣言」を行い、平和の推進に取り組んでいるところ、ウクライナの平和を願い、ウクライナの国花である「ひまわり」がメッセージカードにされています。



▲諫早市役所の展示の様子

このほか、自治体等と矯正施設が、**防災協定**を締結して被災地の復興支援を実施しているほか、**心理相談**や、**法教育**などの取り組みを行っています。

被災地災害復興支援等について

赴援車両



矯正施設における地域支援

多くの矯正施設において、地域の自治体と防災協定を締結し、災害時における避難所開設や物資提供等の被災者支援に協力している。

〈事例①：東京拘置所における地域支援〉

令和元年10月の台風による荒川氾濫に際して、足立区からの要請に基づき、東京拘置所の応接室や食堂を避難場所として開放し、住民延べ66名を受け入れ、非常用飲用水を配布するなどした。

食堂での受入れ対応



非常用飲用水の配布



大規模災害への特別機動警備隊等の派遣

矯正局では、平成31年4月、有事の際に迅速かつ的確に対処するための部隊として『特別機動警備隊』を創設しており、矯正施設内での暴動や逃走などの非常事態に備えた訓練に従事しているほか、大規模災害時の避難所運営などでも活動している。

〈事例②：令和3年静岡県熱海市大規模土石流災害〉

延べ328名を派遣し、熱海市及び熱海警察署と連携して、同市伊豆山(いずさん)地区の捜索活動エリア近辺の交通規制及び立入制限区域の規制などの支援活動を実施した。

立ち入り制限区域の規制



〈事例③：令和6年能登半島地震〉

延べ2,241名を派遣し、石川県や輪島市と連携して、緊急物資の搬送や仕分け作業、仮設トイレやシャワーブースの設置、安否不明者の捜索などの支援活動を実施した。

また、石川県教育委員会からの依頼により複数の少年鑑別所の法務技官（心理）が、被災地から集団避難している中学生等146名に対する心理相談等の支援を実施した。

心理支援
(関係者とのカンファレンス)



安否不明者捜索



シャワーブース設置

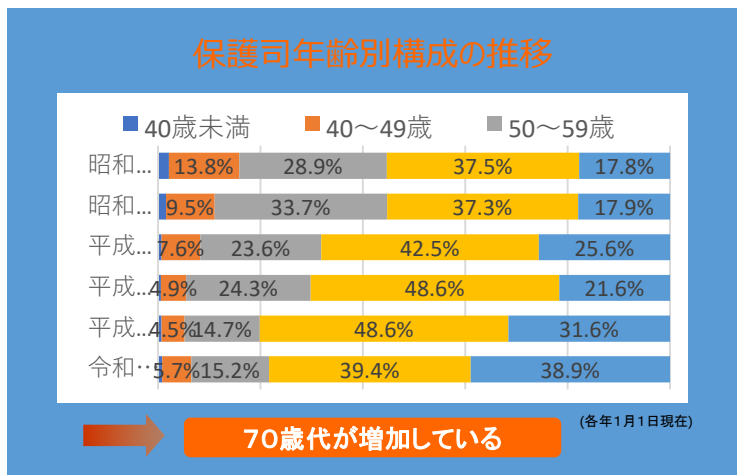
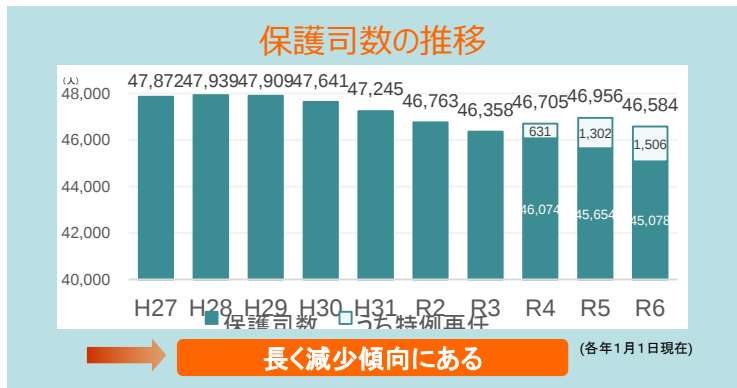


1. 保護司とは

- 法務大臣から委嘱された**非常勤の国家公務員**で、**全国に約47,000人**います。
- 犯罪や非行をして保護観察を受けている人の**立ち直り**を支えています。
- 犯罪や非行をした人の立ち直りが地域の安全安心の基盤となることについて、**地域の方々の御理解と御協力を求めています。**

2. 現状は

- 保護司になっていただける方を見つけるのが難しくなっていて、**減少傾向・高齢化**という大きな流れに歯止めがかかっていません。



- 教職員を退官された方を含め公務員であった方（又はある方）が全国に約3,300人おられ、保護司として活躍されています。
- 保護司の活動拠点である**更生保護サポートセンター**はその**8割**が地方公共団体の**公的施設に入居**しています。

3. 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

- **持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号64】**
 - ・ 法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。

4. 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会中間取りまとめ (令和6年3月28日：今後講じていく施策等関連部分一部抜粋)

地方公共団体を退職される方について、保護司としてこれまでの人生経験をいかしながら御活躍いただきたいと考えており、退職者を対象としたセミナー等での御説明の機会を賜れるよう、保護観察所及び保護司会が御願いに伺います。

- ✓ 保護観察所及び保護司会において、令和6年度中から、地方公共団体や職域団体の理解・協力を得て、定年退職等が見込まれる当該団体の職員等に対して、社会貢献活動としての保護司や更生保護ボランティアの活動についての説明を行うとともに、適任者である職員等を推薦してもらえるよう地方公共団体や職域団体等に対して積極的に働き掛けること。【抜粋】

更生保護サポートセンターは、保護司会の活動拠点としての機能のみならず、保護観察対象者等との面接場所としての機能も併せ持っており、自宅での面接に不安を持っていたり、様々な理由から自宅での面接が難しい保護司の処遇活動を支援していることから、よりよい保護司の活動環境となるよう、保護観察所及び保護司会が御相談に伺います。

- ✓ 更生保護サポートセンターについて、保護司や保護観察対象者等の利便性を踏まえた設置場所や利用時間（平日夜間・休日）となるようにするなどの更生保護サポートセンターの充実化を図るためには、地方公共団体の協力を得るための協議が不可欠であるところ、かかる協議について、保護司・保護司会任せにせず、保護観察所において積極的に支援すること。【抜粋】

地方公共団体の現役職員の方が保護司となり、保護司会の事務局等を担っていただいているところ、このような活動に対して、首長の御判断により種々御配慮いただいていることも踏まえ、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みを検討します。

- ✓ いわゆる現役世代が、仕事をしながらでも保護司活動に従事できるようにするため、国若しくは地方公共団体又は事業者若しくは事業主において、保護司活動に対して理解・配慮し、公務員又は従業員から保護司を兼ねることを求められた場合にこれを積極的に許可することや職務専念義務の免除について柔軟かつ弾力的な取扱いを行うことなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みについて検討すること。【抜粋】

5. 令和6年の主なスケジュール

- 4月17日 第2回世界保護司会議（於オランダ）において、保護司を始めとした更生保護ボランティアの認知度を向上させることなどを目的として、同日を「**国際更生保護ボランティアの日**」とする宣言を採択
- 10月2日 更生保護制度施行75周年記念大会開催
- 10月中 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会取りまとめ（予定）

Youtube紹介動画

【分かりやすく解説】
保護司の適任者確保

法務省ホームページ

保護司とは
全国の保護観察所一覧

“社会を明るくする運動” ウェブサイトができました！

“社会を明るくする運動”のウェブサイトの新設しました！
もっと見やすく、分かりやすく、本運動の情報を発信してまいります。
更生保護ボランティアの方々向けの情報も掲載しておりますので、是非一度御覧ください。



“社会を明るくする運動”ウェブサイト トップページ



今後も、随時、内容の充実を図っていく予定です。
各地での社明広報、地域の広報誌での紹介等、
様々な場面で活用してくださいね。

「国際更生保護ボランティアの日」宣言

令和6年4月17日、オランダ・ハーグにおいて、第2回世界保護司会議が開催されました。

この会議において、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が採択され、保護司を始めとした地域ボランティアの取組に対する国際的認知度の向上を図ることなどが盛り込まれました。



更生保護ボランティアの活動を紹介する動画を作成しました。
法務省公式YouTubeチャンネルで、御覧いただけます。



URL <https://www.youtube.com/watch?v=CrKN00E4K4g>



地方公共団体による協力雇用主支援等の現状

取組の根拠

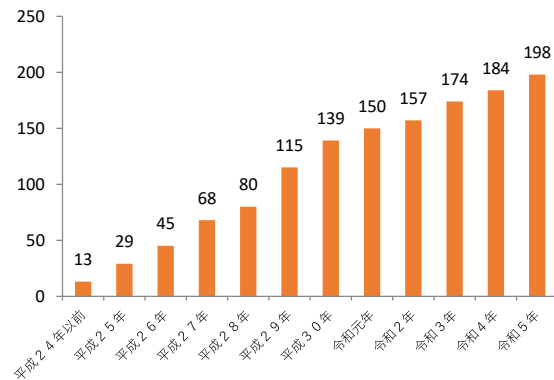
再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抄）

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

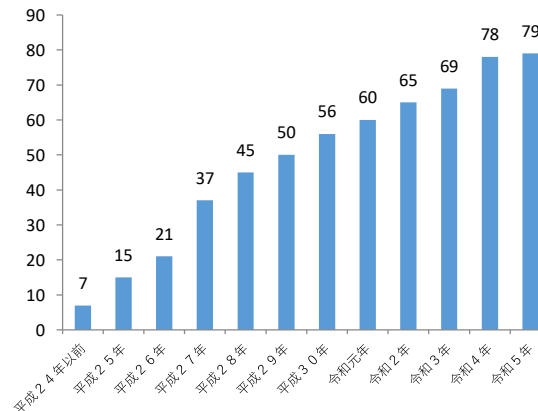
入札参加資格審査における 優遇措置

入札参加資格審査又は総合評価落札方式において、協力雇用主として登録している場合、あるいは、協力雇用主として保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合に、社会貢献活動や地域貢献活動として加点するもの。



198団体

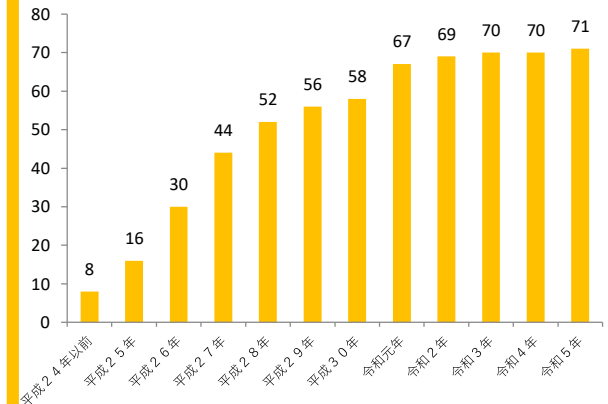
総合評価落札方式における 優遇措置



79団体

保護観察対象者の雇用

保護観察対象者を非常勤職員として雇用するもの。



71 団体

「更生保護に関する地域援助」について

「息の長い」社会復帰支援の推進に向けた「更生保護に関する地域援助」の実施

【更生保護に関する地域援助】

保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行う



保護観察所が支援対象者に対して自ら援助を行うとともに、地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築に取り組む